

会議の名称	平成23年度第2回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成24年3月7日(水)午後6時30分～8時30分				
開催場所	東村山市役所北庁舎2階 第3会議室				
出席者 及び欠席者	出席者： (委員) 嶋田節男会長・臼井雅子委員・佐藤佳弘委員・中川勝委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員 (理事者) 渡部尚市長 (市事務局) 増田総務部長・清水総務課長・湯浅情報公開係主任・星情報公開係主事 欠席者：森聡委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	1. 市長挨拶 2. 委嘱状交付 3. 新委員の紹介、会長選出、会長職務代理の指名、会議の公開方法等の確認 4. 情報公開制度(平成23年6月～平成24年1月分)の運用状況報告 5. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の運用状況</li> <li>・市ホームページアクセスランキングの職員向け公表について</li> </ul>				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・星 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
(1) 市長挨拶 皆さんこんばんは。東村山市長の渡部でございます。委員各位におかれましては公私とも忙しい中、またお寒い中、市役所までおいでいただきましてありがとうございます。今回初めて公募枠を取り、中川委員にご就任頂きました。情報公開と並んで市の重要な意思形成の場であります附属機関には様々な審議会がございますが、できるだけ審議会に公募の市民の方を入れていきたいというのが私の考え方として、改選ごとに極力公募市民枠を作り、市民目線で市の事業をご評価いただくとともに、色々なご意見をいただくということで進めております。情報公開はこれからの市政運営に必要不可欠なもののため、様々な制度的な整備を進めてきております。請求があっても公開するだけではなく、市の重要な意思形成過程である審議会では必ず議事録を作って公開が可能なものについては市のホームページ等で公表する、それから市の内部の会議で理事者と全部長が出席する経営会議という会議があるのですが、いわば市役所の中では一番の意思決定の核になる会議です。これらについても現在は会議録を取り、政策形成過程の段階のことについては公開していませんが、決定した事項についてはどういう議論がされてきたのか足跡をたどれるように順次公開に努めているところです。市の情報は最終的には市民全体のものでございますので、今後も極力公開に努めていきたいと考えております。先生方のご指導ご協力を頂きながら、よりよい情報公開のあり方に向けて取り組んでまい					

りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

## (2) 委嘱状交付

・・・委嘱状交付の後、市長退席・・・

## (3) 新委員の紹介

### 臼井委員

臼井雅子でございます。学識経験者枠になっておりますが、大学の、現在はまだ非常勤講師で、憲法と環境法それから個人情報保護制度について研究しております。4月からは明星大学の経済学部で特任教授になる予定でございます。元々は個人情報保護運営審議会の方で委員をやっておりましたが、こちらにも2年前から加わらせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

### 佐藤委員

西東京市にある武蔵野大学の佐藤です。大学では情報社会学を専攻し、学生に教えております。また2年間皆さんのために働きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

### 嶋田委員

NECでユニックスというコンピュータの開発をしていました。その仕事の中でISOのいわゆるオープン性ということが、持続的に発展するために極めて重要であるということ認識しました。もう今回で5期目です。早いなという印象はあるのですが、参加と協働という形で市が大きくまちづくりに動いている中で、情報公開は極めて重要な考え方だと思います。これからよろしくお願いいたします。

### 中川委員

中川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。初めての公募というのは今初めて聞きましたが、たまたま市報を見ましてやってみようかなということで応募したところ通りましたので、それなりに頑張ろうと思っています。既にサラリーマン生活からはリタイヤしていますが、現役時代は転勤も多かったせいか、ほとんど地域とのつながりはない生活でした。リタイヤして多少なりとも何か地域とのつながりができるのかなと思っているときにちょうどこの公募があつて応募しました。情報公開について特に知見をもっているわけではありません。逆に、サラリーマン生活の中では情報公開をしなかったことでの失敗はたくさんしたんじゃないかなとも思っています。役に立つかわかりませんが、市長から市民目線ということでお話もありましたので、感じたところを意見としていわせていただければということで、よろしくお願いいたします。

### 古瀬委員

こんばんは。民生主任児童委員を現在しております。今回の運用状況にも出てきます青少年対策協議会、そして青少年委員等を経て、PTA等、子育てをしておりますので、そういう意味では色々な面で市の行事に加わらせていただいています。情報という部分では主婦目線で、ぜひ皆さんにわかるような情報公開ができることを願いながら参加させていただいています。よろしくお願いいたします。

### 松原委員

松原と申します。任期ばかり長くてわからないこともあつて恥ずかしいのですが、情報公開制度ができる2年位前から関わるようになりまして、何もわからないまま勉強しながら、ここにきて皆さんから色々教えていただきながらなんとかここまでやってきました。「いてもいいのかな」なんていう感じでおりますが、またよろしくお願いいたします。2日前なのでですけど、市の福祉関係の課に用事があり書類に記入することがありました。そうしたらその書類の中に「この文書は市民への

情報公開の対象文書です」と書かれていたので、とても嬉しくなりました。制度が出てきて10年たちますが、今までなかなか行政の中で浸透せず、公開するものと公開しないものの整理というのがなかなかできていなくて、「そんな書類ありません」という不存在が多くて、何回もこの審議会で問題が出てきました。市民としても100%、1から10まで全部公開してくれということではないので、こういう形でその部署ごとに整理していただいているということは本当にうれしいなと思います。皆さんのお力だと思えますけれど、また2年間お願いいたします。

#### (4) 会長選出・会長職務代理の指名

課長

会長の選任をどのように進めるかご意見があればお願いします。特にご意見がないようであれば、ご推薦等あればお伺いしたいのですが。

松原委員

嶋田さんをお願い出来れば。

課長

今、嶋田さんというお声がありました。

臼井委員

やはり慣れた方がいいと思います。

嶋田委員

わかりました。頑張ります。

・・・出席委員一同賛成し、会長は嶋田委員に決定・・・

嶋田会長

会長職務代理については、当審議会はコンプライアンスの面がありますので、その点の見識がある佐藤委員に引き続きお願いできたらと思います。

佐藤委員

わかりました。

#### (5) 会議の公開方法の確認

課長

確認させていただきたいことが3点あります。まず、当市では平成21年度から「附属機関等の会議の公開に関する指針」というのが市の統一基準としてできています。これに基づき、本審議会の公開方法について、皆様新たな任期となりましたのでお決め頂きたいと思います。参考までに前は、「本審議会は会議を公開し傍聴を認める。傍聴人数は会場の広さ等を考慮して7名以内とする。会議録は発言者氏名を明記し、おおむね発言内容に沿った作りとする。事務局の作った会議録案ができたなら出席委員に内容確認していただき、了承された後にホームページ等で公開する」としておりました。これからの公開方法についてご意見等ありましたらお願いします。

嶋田会長

今回が初めてですので中川委員にご説明します。この情報公開運営審議会には以前に川島先生という委員がおられまして、この会議は市の色々な会議の見本になるような議事録にすべきだとおっしゃったので、誰がどういう発言をしたか、発言者氏名もきちんと載る形で作っています。ホームページはご覧になられましたか。

中川委員

前回の分は見ました。

嶋田会長

ああいう形なので、今課長が言われたことがどういうことかというのを理解しておいていただきたいと思ひまして。

課長

そうですね。発言内容をほぼそのまま記載するかたちの会議録です。それをご承知いただくということでよろしいですか。

・・・委員一同、承認・・・

課長

次に委員の名簿についてですが、ホームページに選出区分、氏名、性別、就任日、職業、備考という形で載せております。今後もこのような形でよろしいでしょうか。

・・・委員一同、承認・・・

課長

最後に委員名簿の使用方法ですが、市でイベントや何か大きな事業があるときに、各審議会の委員あてにご案内をお送りしたいときがあります。その際に、事業の担当課にみなさまの住所、氏名を提供してもよろしいでしょうか。

・・・委員一同、承認・・・

#### (6) 情報公開制度の運用状況報告

嶋田会長

傍聴者の確認をお願いします。

主事

おいでになっていません。

嶋田会長

それでは、運用状況の報告をお願いします。

配布資料「東村山市情報公開制度運用状況(平成23年6月～平成24年1月分)」により、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。

主任

運用状況報告1ページをお開きください。平成23年6月から平成24年1月までの8カ月間の情報公開の件数が出ております。「市に出された請求書の枚数」である「請求数」は合計38件。そのうち、市民の方からの請求である義務的請求が23件で約60%、市外の方からの任意的申出が15件で約40%です。

一枚の請求書で複数の課宛に情報公開請求ができますので、所管課ごとに何件来たかという請求は50件になっております。その50件を実際どのように決定したかの内訳は、全く非公開にする部分がなく全部公開したのが19件、一部分非公開にしたのが23件です。次の非公開というのが(注3)となっておりますが、請求された文書は存在するのですが、非公開にしなければならない条例上の理由があるもので、3件。請求された文書がそもそも存在しないというものが2件。請求はあったのですが、何らかの事情で取下げをされたものが3件になっております。

参考までに前年の同じ時期(平成22年6月から23年1月までの8カ月間)に所管課別で出された請求件数は85件、一昨年の同時期が65件でした。今回は50件ですので一昨年、前年に比べて請求件数が減っております。平成15年度以降、1年間の請求件数は100～150件で推移してきましたが、平成23年度は80件弱となる見込みです。

「どうして情報公開請求が今年少なくなったのか」のはっきりした原因はわからないのですが、一時期の東村山駅西口再開発のような市民を二分する大きな問題が

たまたま無いからということが一番の原因で、後は先ほど松原委員もおっしゃったのですが、ここ 5 年くらいで市役所の職員の中に、情報公開請求が出される前に提供できる情報はホームページ等で積極的に出していこうという機運が徐々にできはじめています。まだ市民の方から見れば不十分な点が多々あるかと思いますが、最近も、これまでは情報公開請求でないと出していなかった書類を情報コーナーやホームページで出すようになったものがいくつかあります。例えば議会の情報で、議長交際費、政務調査費、一般質問通告書、予算参考資料（議員にのみ配付していたもの）などが最近、情報コーナーで閲覧できるようになりました。職員だけでなく、市議会の議員さんも公表に前向きになってこられたというのも理由になるかと思えます。

次に 2 ページ目の「所管別内訳」ですが、目立って多いのは資源循環部の施設課に対する請求が 10 件です。このうち 8 件が、平成 26 年の稼働をめどに市が計画している「秋水園リサイクルセンターの整備計画」に関連した請求です。その他はあまりかたよりがありません。

～以下、運用状況の「5 情報公開請求の状況」から抜粋ケースを読みあげて報告し、質疑応答を行う。～

主任

全部公開しているものと、部分公開であっても非公開にした部分が法人の代表者の印影だけのものについては説明を省略します。

まず 9。本年度 4 月に統一地方選挙がありました。現在の市長である渡部尚候補者の選挙収支報告書とそれに関する書類について情報公開請求が出されたものです。「ア、選挙運動費用収支報告書及び収支報告書総括表（第 1 回分、第 2 回分）」と「イ、公費負担請求書（ポスター・ビラ作成、自動車使用）」の 2 つの文書を公開しています。アの文書については公職選挙法 192 条の規定により、選挙期日から原則 15 日以内に、選挙にかかった費用の収支報告書が各候補の出納責任者から選挙管理委員会に提出され、選管が受理した日から 3 年間誰でも閲覧可能となっています。ただ、公職選挙法には「閲覧」の規定はあるのですが、「写しの交付ができる」という規定がないため、選管で写しを渡すことができません。請求者は写しの交付を希望していたため、情報公開請求をしていただいて、条例に基づき写しの交付をしたものです。当市の情報公開条例第 21 条第 1 項は、「法令の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手続きが定められている公文書については、この条例を適用しない」と定めています。公職選挙法で閲覧については定められていますが、写しの交付については定めがないため、情報公開条例を適用できると考えたものです。イの文書は、公職選挙法で閲覧できるとされている書類ではありません。法人情報及び個人情報を除いた部分公開としています。

No.12 は、平成 24 年度に青葉町の都有地と多磨全生園内に認可保育園が開設される計画があり、その経緯に関する書類の請求です。一つ目の青葉町の方は、文書不存在による非公開の決定をしています。非公開の理由欄に「青葉町都有地内に平成 24 年度開設予定の認可保育園について、開設時期が遅れることに関する資料は存在しないため」とあります。備考に書いてあります通り、当該保育所開設は都の土地ですので東京都福祉保健局が事業主体となって進めておりました、平成 22 年 5 月に福祉保健局が保育園を運営する事業者を公募、同年 12 月に社会福祉法人、三篠会というところに事業者が決定しました。その報告を受けて市は平成 23 年 1 月 15 日号市報で「24 年 4 月の開所予定」とお知らせしていました。この請求があった平成 23 年 7 月当時は、市には開設の遅れに関して都から文書は来ていなかったため、文書

不存在による非公開となりました。この2か月後、平成23年9月議会で開所時期の遅れについて議員から質問があったときには、子ども家庭部長が「東京都の事務手続きの遅れ等により時間がかかったが、年内の建設工事着工を目指して準備が進んでいる。」と答弁しています。今開会している3月議会の所信表明で、市長が「平成24年8月の開所予定と都から報告を受けている」と報告したところです。

二つ目の全生園内の保育園については全部公開です。全生園内の保育園は国有地なので厚生労働省が事業者の公募・選定を行い、平成23年4月に「市内で花さき保育園を運営している社会福祉法人、土の根会を事業者を選定した」と発表がありました。

No.13 も全生園の保育園に関する文書の請求です。公開したアの文書は、市長が土の根会に「全生園内に整備予定の保育所は、既存の花さき保育園とは別に新規に開設するのか、既存の花さき保育園を全生園内に移転させるのか」を照会した件に対して、回答を受理したというものです。イの文書は、土の根会から市長に、全生園内の保育園園舎建設資金の一部を独立行政法人福祉医療機構から借入するための必要書類に市の意見を書いてほしいと依頼があり、借入申込意見書を作成したというものです。市の意見というのは、この保育園の開設が市の地域福祉計画等と整合性がとれており必要な施設であるとか、法人の既存の保育園運営には特に問題はないとか、保育園が始まったら市は基準に則って補助金を出す予定であるといった内容です。イの文書について、事業費等の金額の部分を法人情報で非公開にしています。意見書の中に土の根会の園舎建設の資金計画を書いた部分があり、総事業費額、内訳である借入金額、国・都・市からの補助金・交付金の見込額、自己資金額が記載されていましたが、この資金計画は法人が借入金を申込み際に作成した予定の金額で未確定であることから、この時点では法人の営業上の秘密にあたりと判断して法人情報で非公開にしました。また、総事業費額を公開すると、これから法人が発注する園舎建設工事の予定価格がイコール総事業費なので、予定価格が公になってしまい、契約額が高止まりになるなど法人に不利益を与えるおそれがあることも、法人情報で非公開にした理由の一つです。実際に保育園が開所して補助金が出された時には、法人から市に出される実績報告書に総事業費や補助金額などがのり、それらは情報公開請求があれば公開しています。

No.14 は秋水園リサイクルセンターに関する文書の請求です。

リサイクルセンターについて簡単に説明しますと、東村山市のごみは秋津町にある秋水園で処理しております。現在、びん・かん・ペットボトルについては、秋水園のなかにあるリサイクル作業場で中間処理をしています。この施設が平成元年に建設した施設でかなり老朽化していることと、びん・かんの選別作業時に出る音が東京都の騒音基準値を超えているという問題があります。その改善のために新しくリサイクルセンターを建設する計画を市がたてたのですが、当初の予算が23～24億円とかなり大きな金額であったこと、また、リサイクルセンターを新たに建設することで、ゴミ処理施設が長期に秋津町に固定化することに対する周辺住民の方の懸念等ございました。そのため幾度か計画変更をして、現在も議会で検討中です。その検討の一環として平成21年度に、秋水園周辺の自治会の方と一般公募市民をメンバーにした「秋水園リサイクルセンター整備基本計画検討会」という会議が全8回開かれたのですが、このなかで委員の方から「新設する秋水園リサイクルセンターを周辺住民の就労の場として提供してはどうか」という意見が出ました。そこで資源循環部が周辺の複数の自治会役員に案内状を出して、就労の場にするという提案について説明し、今後、具体的な話し合いのテーブルについていただけるかご意向をうかがう場、それが「秋水園リサイクルセンターの運営等に関する説明会」なのですが、これが7月19日に開かれました。

7月19日にこの会合があるという情報を入手した市議会議員や市民の方が当日傍聴したいと会場にいらしたので、職員が出席した自治会の方々にはかったところ、「まだ今日は説明を受けて内々で自分たちの考えを言うという段階で、傍聴者がいると率直に話せないで傍聴を遠慮してもらいたい」との意見があり、傍聴不可となったと所管課にきております。そこで傍聴できなかつた方から、この日の会議録と配布資料がほしいという請求がでたのがNo.14です。会合に出席した自治会側の出席者氏名のみ非公開にしました。No.18、19、21、25が同様の請求です。

この周辺自治会との会合は、話し合いのテーブルについてもらえることになり、9/27の会合から、「秋水園リサイクルセンターの運営等に関する周辺住民協議会」という名称で会議設置要領を作って正式な会議となり、傍聴規程も取り決めて、傍聴可能となりました。他の審議会等と同様に会議録や資料の市ホームページでの公表も始めましたので、10月以降はこの会議録に関する請求は出ていません。

No.15。児童クラブの入所基準に関する書類を見たいということで、請求者の方は本市と他市の児童クラブの入所基準について比較して調べておられました。市に残っている文書を確認して入所基準変更の経過はわかったのですが、初期の書類には入所基準をどのように定めたか、その根拠は何かを書いてありませんでした。文書管理システムが導入される前の事案ですので、そもそも最初から書類に根拠が書いていなかったのか、あるいは保存年限が過ぎてしまった書類に記載があり既に廃棄されたのかも不明です。請求者には、ベテラン職員への聞き取りを元に、公開した書類以外に経緯を簡単にまとめた文書をお渡しして納得いただきました。

No.17 は、小学校の給食提供数というのは統計的な数字ですので情報提供して取下げになりました。

No.18 はNo.14と同様の請求です。

No.22 は私立の認可保育園等の決算報告です。印影以外に認証保育所の施設長、保育士など個人の方の賃金が特定できる部分を個人情報ですので消しております。

No.23 の損害保険証書については、請求後に請求者から不要になったので取り下げると連絡があったものです。

No.27 は、萩山町に東京都住宅供給公社が賃貸もしくは分譲した久米川東住宅という団地があります。団地内にある道路の所有権を市に移管する手続に関して、平成15年当時に作られた文書の請求です。この文書で非公開にした「課税に関する情報」とは、住宅供給公社が市内に所有する土地・建物の課税台帳のうち、それぞれの土地や建物の評価額・課税額が書かれた部分です。地方税法の法令秘情報として伏せたものです。

No.29 は、秋水園のごみ焼却施設の運転・管理業務を委託しているJFE環境サービスという会社が、平成23年1月に発生した作業員の怪我を労働基準監督署に報告しなかったという労災隠しがあり、6月に立川労働基準監督署の立ち入り調査がありました。10/13にJFE東村山事業所の元所長が労働安全衛生法違反の疑いで書類送検されました。翌日に新聞報道されたために請求があったものです。市の担当所管である施設課には7月に事故報告書と所長の交代の書類が提出されており、この文書を部分公開しました。文書中に、東村山事業所の旧所長と新所長の氏名及び経歴等、JFEの部長級数名の名前が出ておりました。事業所長・部長は法人の代表者ではなく、JFEのホームページや新聞報道でも名前が出ておりませんので、個人情報として非公開としました。

No.30。青少対とは「青少年対策地区委員会」の略称です。青少年の健全育成を図る目的で市内の各中学校の区域ごとに設立されて7つあります。委員は小中学校の校長・副校長・生活指導主任、PTA、青少年団体、自治会、商工会、保護司、民生委員などの方です。学校を中心とした、子どもたちの身近にいる関係者の集まりと

というイメージで、こどもまつりやハイキングなどの活動を行っており、それらの活動費として市が出している補助金の実績報告書を見たいという請求です。この委員会は委員には報償費はでておらず、まったくのボランティアでやっていますので、報告書に記載されている会長や出納責任者など個人の氏名・住所・印影を個人情報で伏せています。地区委員会の中で一つだけ地区委員会の代表者印を作って持っているところがあり、そちらのみ個人の印影ではなく、法人の情報として消しています。

No.32。市内にある緑風荘病院の開発行為許可申請書と土地利用計画図、緑地計画図、建物平面図が見たいという請求でした。建物配置図、緑化平面図は外部から見てわかる情報ですので全部公開しております。建物平面図についてのみ、内部の詳細な設計がわかる図面であるため、建造物の模倣や事業者の経営戦略の研究などにも使われるおそれがあるため法人情報で非公開としました。開発許可行為申請書は東京都都市整備局の多摩建築指導事務所に出すもので、市にはないので文書不存在という決定をしております。

No.33。土地台帳と家屋台帳の本町一丁目分が見たいというものです。土地台帳・家屋台帳は市が課税資料として保有している台帳です。内容は登記簿上の記載に準じるものですが、市の課税課職員が独自に現地調査して判明した内容も含まれているので、登記情報とまったく同じではありません。課税課窓口で閲覧を申し込むと、簿冊一冊につき200円の閲覧費用と、証明書の交付は1筆あるいは1棟について200円かかります。このように閲覧と写しの交付の制度がありますので、情報公開条例21条1項に基づき、情報公開請求の対象外のため非公開決定しました。

No.36はNo.33の請求者と同じ方です。家屋価格等縦覧帳簿には、土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の二種類があり、土地価格等縦覧帳簿には所在、地番、地目、地籍、価格が、家屋価格等縦覧帳簿には所在、地番、家屋番号、用途、構造、建築年、床面積、価格が記載されています。こちらは年に一度、4月1日から4月20日又は固定資産税の第1期納期限日までに限り、市内に土地家屋をもっている納税者が、他の納税者の土地や家屋価格と自己の課税価格を比較して、課税の妥当性を確認できるようにするという趣旨で、納税義務者の方が閲覧できるようになっています。課税のために市が得た情報は、地方税法22条により守秘義務があります。地方税法416条で、家屋価格等縦覧帳簿を対象者と時期を限って閲覧可能とした趣旨から考えると、今回の請求者は市内に土地家屋を所有している方ではないので縦覧の対象者でなく、縦覧可能な期間でもないため、地方税法22条の法令秘情報に該当すると考え、非公開決定しております。

No.37。東村山市体育協会という社団法人がありますが、ここに市が業務を委託しています。その事業実施報告書と決算・支出の内訳、人件費の内訳に対する情報公開請求です。体育協会が主催する運動会やスポーツ教室の運営に参加・協力した方などの氏名を個人情報で伏せております。

No.38。議員アルバムの契約を見たいという請求でしたが、当市では議員アルバムを作成していないので文書不存在となります。

No.39。東村山市のごみ収集では、容器包装プラスチックごみを別に集めています。市がリサイクル協会に対して容器包装プラスチックごみを渡して、その配分収入をもらっているのですが、ごみの分別状況が悪いと引き取りが拒否されてしまいます。逆に一定の改善がなされると奨励金が出るという制度になっています。一度当市の分別状況がDランクになっているので、そこからどう変わってきたか見たいという公開請求です。調査や立会いを実施したりサイクル協会の調査員の氏名を個人情報で伏せています。

No.41は、本年度市民スポーツセンターの指定管理者の公募を行ったのですが、1



位となった事業者の事業提案書とプレゼンテーションの資料等に対する情報公開請求です。応募いただきましたが残念ながら落選となった事業者の方が、その分析として1位の事業者の事業提案書やプレゼンテーション資料を請求することが多いです。事業提案書には応募業者のノウハウ等が含まれているので、他社にまねされてしまうおそれがあり、情報公開の対象とすることに事業者の抵抗が強い分野です。しかし、指定管理者として選定された1位業者の提案書の情報公開請求があった場合は、今後市の事業の一端を担っていただくこととなりますので、市民への説明責任として本市では、ノウハウや営業秘密に当たる部分のみ非公開としたうえで原則公開しています。なお、指定管理者の公募を行う際に募集要項に、提出した書類は市で保管されるため情報公開請求の対象となる旨を記載しております。

No.42 は業者の方から、インターネット行財政サービスの契約金額やライセンス数などを知りたいというものです。契約金額や相手方名、契約の期間などは入札したものであれば市のホームページで公表していますし、契約締結後はどなたにでも公表できる情報です。本件では口頭で教えてくれればよいという希望だったので、所管課から情報提供して取下げになりました。

No.43 は No.41 と同様の請求です。

No.45 は他県のNPO 法人の方からの請求です。国土交通省が平成19年頃から毎年、各自治体に対して、バリアフリー法に関する「基本構想作成予定等調査」を行い、そのアンケート結果をインターネットで公表しています。平成20年当時の東村山市の回答が「市民から基本構想の提案を受けた」と公表されているため、それをご覧になって、提案内容が分かるものを公開してほしいと請求されたものです。「文書不存在の理由」ですが、平成20年当時に担当者が誤って回答を行ったもので、実際には市民の方から提案はございませんでした。請求者には非公開の通知書の送付だけでなく、別途メールでその旨を説明してご了解いただきました。

No.46 については、No.39 と同様の請求です。

運用状況の報告は以上です。

会長

それでは質問およびご意見はございませんか。

中川委員

No.29 の「公開した文書名」の欄をみると、事故発生時から労災隠し発覚時を経て現在に至るまでの内容、経過がわかる書類という請求に対して、所長の交代の続きの書類を公開されたということですね。この方は事故の内容などを知りたかったのではないのかと思うのですが、それに言及はなかったのですか。

主任

公開した報告書の件名が「所長の交代」になっているのですが、その報告書の中には事故の報告書と、それによって所長さんが交代しますという二種類の書類が入っていました。事故の報告書にはいつ、何時にこういう事故があって、誰々さんがこういう怪我を負って、という事故の経過等が入っていましたので、ご覧になって了解されています。

会長

秋水園というのはダイオキシンの問題を含めて、事故があれば周囲に大きな影響を与えるような施設だと思えます。今回は労災隠しですが、例えば、人災だけではなくて、色々な事故が起きたときに直接大きな影響を被る地域住民の方、市民への情報公表のルールというものはあるのでしょうか。

主任

秋水園に情報公表の特別なルールがあるのかは聞いたことがありません。ただ、

全ての委託事業において、何らかの事故が起こったときには必ず速やかに市に報告するようという条項が契約書の中に必ず入っております。それが地域住民の方に被害を与えるような事故だった場合、特にルールは定めていないのですが、そこは市の、最終的には市長の判断で早急に市民にお伝えすることになると思います。明確なルールは多分作っていないと思いますが。

会長

事故にもレベルがありますよね。あるレベルを超えたときは、所管の資源循環部長だけではなく市長にも報告すべきであるとか、特にこういう大きな施設には本当はそういうルールが必要ではないかと思います。今回は作業員の方の労災ということで、地域の方には直接影響はなかったのかもしれないのですが、これを見ながらそういったことを感じました。

最初に、環境に大きく影響する事故が起きたときの公表ルールが作られるべきではないかと思います。それから、事故のレベルごとにわけて、あるレベルを超えたら市長まで報告すべきだというルールも必要だと思います。日本は意外とそういうことが定まっているようで定まっていないことがありますので。

主任

危険を生じるような事故があったときに、情報を隠さないで速やかに教えて欲しいというのは皆さん当然思っていることだと思います。私が知らないだけで所管課にはそういったルールがあるのかもしれないので、確認して、もし、ないのであれば必要性について検討をお願いします。

佐藤委員

No.29について私も一つあるのですが、所長の氏名が非公開になっていますよね。個人の名前は個人情報になりますから原則非公開ですけれども、例外として公共の利害に関するものは個人情報であっても公開されることがあります。そういう判断はしなかったのでしょうか。

主任

労災隠しは法律違反ですので、公共の利害に反しているというのも確かだと思います。ただ、こういう言い方が正しいかどうかはわからないのですが、周辺住民に影響を与えるような非常に悪質な犯罪ではなかったと判断して、名前は伏せました。

佐藤委員

これから情報公開をする際には微妙な判断が求められますね。既に出た判決ですが、未成年に対するわいせつ行為で書類送検され名前が公表された元教員が、最終的には不起訴になりましたが、その際に報道機関に実名報道されたことで名誉を棄損され、職を辞すことを余儀なくされたとして、報道機関等に対して損害賠償請求の裁判を起こした事例があります。裁判所は「実名報道をする必要性の方が、本人の名前を公表されない利益より高く、実名報道は社会的に許容される」として請求を棄却しています。

主事

秋水園の件では、新聞報道で実名は出ていなかったように思います。

主任

新聞とインターネットの報道では「事業所所長 60歳」と書かれていました。佐藤委員がおっしゃった事例があるのは知りませんでしたので、書類送検になったときの名前の公表の取扱いがどういうものなのか調べて見ます。

臼井委員

書類送検されたかどうかということだけではなく、事故があれば住民に影響を与えるような施設の長というのは、公人として扱われるのが法の傾向ですから、これは公人になった可能性が高いケースなのかなと思われそうですし、その意味では旧所長

だけではなくて新所長についても名前を伏せられたというのは少し疑問です。

主任

正直迷ったところでもあります。

佐藤委員

請求者の方が改めて氏名を公表して欲しいと来たら、もう一度検討しないといけないですね。

会長

よろしいでしょうか。それ以外は何かありませんか。

佐藤委員

No.28 は法人情報に該当しているということで印影が伏せられているのですが、対象となる文書は今から 10 年前のものですが、当時の印影は守るべき法人情報といえるのでしょうか。

主任

現在契約に使っている代表者印ではないということがはっきりわかれば伏せる意味はないですが、それがわからない場合は今も使っている代表者印という可能性がありますので伏せました。

松原委員

何年経っていても、現在それが使われていたら駄目ということですか。

主任

はい。法人の代表者印は個人でいうところの実印に当たるもので、可能性は低いのですが、その印影から偽造して契約の書類を作られるという危険性を考えて、法人情報で非公開にしています。もうその印は使っていないで、今の契約は新しい印でやっているとわかっていれば古いものは公開してもいいと思いますが。

会長

以前、駅前再開発に伴う建物解体工事でアスベストが飛散するのを不安に思った方から、アスベスト除去の届出書や作業計画書の公開請求が来たときに、「それらの書類は施行主から東京都多摩環境事務所に出されるもので、市には無いので文書不存在」という事案があったと思います。【事務局注】平成 18 年度の第 2 回会議録参照（平成 18 年度運用状況 No.74）。

No.12 は市民にとって極めて密接な子育てに関連する書類について、東京都の福祉保健局が進めているから市には文書がないというのはどうなのでしょう。市に影響を与える問題なのに、東京都から一切遅れるとか早まるとか、経過について一切通知がないのですか。

主任

内々に少し遅れる見込みですよという連絡はあったかもしれませんが、文書で正式に遅れますというのはこの時点では来ておりませんでした。

会長

請求された方はその辺の事情や見通しを知りたいのかと思うのです。こういう形で文書がないからと不存在の決定を出すのではなく、市から東京都に問い合わせをして聞くとか、色々他の方法を取ろうということにはならないのかなと。住民に極めて大きい影響を与える事案のときは、一歩進めた情報提供をしようという議論を当時の審議会でしたと思うのですが、本件はそれにあたらないのかなと思いました。

主任

東村山市は待機児童が多いので、いつ保育所が開設するかというのはお父さん、お母さん方はすごく情報として知りたいところだと思います。所管課の職員にも何度か確認したのですが、所管課としても情報が入らなくて困っているということで

した。東京都に問合せしても、正式にいつまで遅れるということが確定すれば教えてくれますが、まだどうなるのかわからないという状況だときちんとした回答はもらえないということでした。ただ、この後9月議会で子ども家庭部長がある程度遅れるということ認めて答弁をしているので、2か月後の9月の時点には文書なり口頭なりで、遅れるという都からの連絡は来ていたと思います。

会長

東京都側にも問題があるのかもしれませんが、市としてもやはり踏み込んでいく努力をしていただきたいですね。

臼井委員

仮に都の方に情報公開請求したからといって、出てくるとは限らないというケースだと思います。

主任

そうですね。仮に都にこの時点で情報公開請求しても、未確定なので非公開です、という決定だと思います。

会長

市の行政サービスとしては課題だという気がしますので。

臼井委員

情報公開という場合の情報が、文書に限るのか、それとももうちょっと広くなるのかという点についてもこれから問題になってくるのかなと。

主任

あくまで見込みとしてでも、「開設が遅れることを市民の方に伝えて構いません」という形で東京都から情報を貰えれば出せるんですけど、事業主体である都がそこは答えられませんかとなると、市が独自に公表するのは難しいです。

松原委員

現実遅れているわけですから何かあるわけですよ。

主任

最終的には都の中で、保健福祉局と他の局との色々な調整が難航して遅れたようです。

松原委員

だったらその一言でもいいですよ。何も詳しいところまではいらないので、それで少しはお母さん方も見通しがつくと思いますが。

主事

東京都からの正式回答であれば公表できるのですが、なんとなく、都の中のここここ調整で止まっているのではないかと、という明言できない程度の情報しか都から入ってこない状況ですと、後で実際には違っていたときに困るので市からは情報を提供できないということになってしまうようです。

佐藤委員

住民サービスとして微妙なところですよ。公式に文書としてはないのだけれど事情は分かっているという場合、お話ししていいのかなど。公文書公開という制度から見ると、文書はないという回答しかできないのでしょうか。

主任

東京都は都道府県の中でも情報の出し方に慎重な方です。他の、どちらかといえば情報公開に積極的な首長さんのおられる自治体に比べると、確定してから公開するという姿勢が強いです。都と一緒にやる事業については、市は都から情報の管理についてはかなり指示されることが多いです。

佐藤委員

No.41ですが、1位になった業者の提案書が公開されたということですが、「法人

名」が伏せられているのですが、1 位になった業者はわかっているのに法人名は伏せるといのはなぜですか。

主事

「部分公開又は非公開とした部分と理由」欄を見ていただくと、「アの文書について」のところに「取引関係のある法人名」と書いてあります。提案書の中に1位業者と取引のある業者名やイベントで呼ぶアスリートなどの名前が入っていて、それが法人のノウハウに当たるため伏せたものです。1位の業者の名前は公開しています。

佐藤委員

わかりました。

会長

No.14 のリサイクルセンターに関する情報公開については、今日の説明で自分たちは背景がわかりましたが、今年度の運用状況報告書としてまとめられるときには少し補足があるかもしれませんね。

主任

先ほど私が申し上げた情報公開請求に至る背景の説明ですか。

会長

説明の全部はいりませんが、例えば「請求公文書の名称または内容」を見ると、説明会の傍聴に入れなかったということが書かれています。ここには、請求者の言葉がそのまま書かれていると思うのですが、対象者が周辺自治会だけであったためとか、傍聴に入れなかった説明があるのではないのでしょうか。先ほどの説明だと、この後で周辺住民協議会が設置されてそちらは全面的に公開されている。要するに、この段階ではそういうものが設立されていなかったわけですね。

主任

はい。この説明会という名称だけを見ると、どなたでも入れる、皆さん広くどうぞいらしてください、という説明会のように見えますね。

会長

読んだ人がそう感じるので補足を入れてはどうでしょうか。文書には書いたことしか残っていないので、これを後日読んだらそういう経緯がわからなくなってしまいます。

主任

誤解が生じないように、備考欄に、この会の目的や対象者、その後きちんとした会議が立ち上がったからは公開になったということを入れておきます。

会長

そうすれば、きちんと運営されているということがわかるのではないのでしょうか。

中川委員

No.36 について「家屋価格等縦覧帳簿」を非公開にした理由が、「地方税法第416条に基づいて」と書かれています。この条文を見てみましたら、年に一度、積極的に利害関係者に公開をしなければいけない、縦覧をさせなければいけないという条文になっています。この条文を非公開の根拠にするというのは問題ないのですか。条文をどう読むかですが、ある人には公開しなさい、逆にそれ以外にはしなさいと読むのか、そこは何も定めていないと読むのか、どちらがいいのか。

臼井委員

そこは基本的には反対解釈になります。原則は非公開けれどもこの期間だけ公開するというのは、いわばその期間だけ許可が与えられたというふうにそこは考えられます。

中川委員

それが、例えば情報公開で請求された場合には見せてはいけないということになるのですか。法文の解釈では反対解釈で見られないということですが、ある期間はオープンにしている情報を、改めて請求したときに、その期間以外は見せられないという考え方に立ってよいのかどうか。

臼井委員

そういうことになります。

主事

家屋等縦覧帳簿の中には評価額などが入っていますので、普段市民の皆さんに公開しているものではありません。もともと見せないもので、416条で一定期間だけ見られると定めています、逆に言えば、わざわざ期間と対象者を区切って定めてあるということは、普段は見られない。見ることができる人の範囲も限られているという考え方になります。

嶋田会長

No.15ですが、「部分公開又は非公開とした部分と理由」に「児童クラブを現在の入所基準とした根拠を示す文書は現存していないため、不存在」と書いてあります。この児童クラブというのは学童クラブのことですか。「児童クラブを現在の入所基準とした根拠・経過を示す文書一切」という請求に対して、学童クラブの入会措置要綱や入会審査要綱を公開していますが、児童クラブの現在の入所基準は学童クラブのものなのですか。

主事

今の正式名称は学童クラブではなくて、児童クラブです。公開した文書ア、イが作成された時点では学童クラブという名称だったのですが、途中から児童クラブという名称に切り替わりました。こちらは後で備考と部分公開の理由を確認して書き直します。

臼井委員

これは児童課が入所基準を決めているのだと解釈してもよろしいですか。市が決めているということ。

主任

はい。

会長

備考欄には記載がありませんが、任意的申出と義務的請求が両方混在しているケースですね。昭和62年の文書は条例施行前なので任意的請求になると思います。任意的申出のときは備考欄にそう書いてありますが、両方のときは書かないというルールなのですか。

主任

特にルールを決めていません。次から混在していることがわかる形に改善します。

中川委員

任意的申出である、義務的請求であるということで公開の対応の仕方は変えているのですか。

主任

どちらの請求でも公開する文書は一切違いがありません。違いは、市が出した文書の公開の際に非公開にした部分について何か不服がある場合です。ここは非公開にすべきではないだろうと請求者が考えた場合に、市民の方からの請求である義務的請求の場合は請求者は市に不服申立てができます。市外の方からの請求や古い文書が対象となる任意的申出の場合は、文書の公開は市の努力義務としてやっておりますので、決定内容に不服があっても不服申立てはできないという違いがあります。

中川委員

情報公開法だとその仕分けはしませんよね。条例との違いですよ。

主任

そうです。

主事

実際の事務でも、義務的請求か任意の申出かをはっきり意識しているのはほとんど情報公開係職員だけで、文書を所持している課に請求書を持っていき、事務処理を進めていくときは義務的請求も任意の申出も同じ流れで行い、決定通知書の様式が異なるだけです。

会長

No.37。備考欄に1/10まで期間延長と書いてありますが、この請求日から決定日までの期間には何かルールがあるのですか。それを超えているのであえて備考欄にこういう表記をしたということだと思いますが。

主任

請求を受けた日から14日以内に決定をしなければいけないと条例に定められています。この請求は14日以内では決定が間に合わなかったため、その前に期間を延長しますという決定をしています。

会長

相手に通知をしたということはこの備考欄に入れないのでしょうか。ご了解を得たと。

主任

請求者には「本来ならいつまでに決定するものですが、こういう理由によりいつまで期間延長します」という内容の延長通知書を郵送するのですが、いきなり郵送しても「これは何?」となりますので、事前に「こういう事情で延長します」ということをご連絡した上で通知をお送りしています。

会長

延長の理由は、件数が多いとか所管が多くて集めるのに時間がかかるとかでしょうね。後で見たときのことを考えると、これからは延長の理由も書いた方が報告書としてはよいと思います。

主任

わかりました。理由については後で追記をいたします。

松原委員

よくわからなくなるのが、地方自治法とか条例とか色々ありますよね。それらの法令が情報公開と重なったときに、どちらが優先されるか、その辺の序列とかはあるのでしょうか。

主事

基本的には条例よりも法律の方が優先する形になります。

松原委員

そうすると、地方自治法が一番優先ということですか。

主事

基本的には地方自治法に限らず国の法律が優先します。法律の序列だと、憲法が一番上に来て、次に国の法律が来て、さらにその下に政令とか条例というようになっています。

(参照：地方自治法14条1項「地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる」)

会長

自治基本条例の制定ではまさにそこが問題となります。ダブルスタンダードでは

ないけれども、自治基本条例の中で情報公開について記述されると、そっちの方が優先するのではないか。

松原委員

その辺がよくわからなくなっていて頭の中がごちゃごちゃしています。国の法律が上なのはわかっているのですが、いろいろありますよね。そうすると、どちらが優先なのか悩みます。

会長

主任に質問なのですが、去年の同じ時期に取下げが9件あったのですが今期は3件というのは、何か取り下げる理由について違いがあるのでしょうか。取下げが減っているのには何か理由がありますか。

主任

取下げ理由に特に関連性はありませんでした。去年多かったうちのいくつかは、数日後には情報コーナーに置くので誰でも見られる資料ですよ、という説明を請求があったときにしたのですが、それでも請求書は出しておきたいという方が出していかれたというものです。

臼井委員

請求件数が多いか少ないかと取下げ件数はある程度、関連しているのではないのでしょうか。

会長

臼井先生のいわれるとおり、去年が85人、一昨年が65人、今年は32人で請求者の数自体が減っていますね。

佐藤委員

今回の取下げは全体の6%です。平成21年度は11.2%。当時は多かったですね。

中川委員

窓口がうまく対応すれば取下げ件数というのは減るのではないのでしょうか。正式な請求書を出す前に色々な説明がきちんとされていると、その時点でもう終わってしまうということですよ。

主任

情報コーナーに情報公開請求をしたいという方が見えたときに、その情報は所管課で任意で提供しているから請求しなくても出せるといったご案内をその場でできれば、請求書を書くところまでいかに取下げにもならないというのはあります。ただ、他の課が作成した文書なので全てを把握しておくのは難しい部分があります。

主事

請求書を書いていただいて所管課に持って行って、所管課と情報公開係で検討した上で任意で出せる書類だと判断することもあります。所管課と情報公開係がもっと連携できるようになれば、請求書を出されなくても提供できるケースが増えるかと思えます。

会長

よろしいでしょうか。それでは、その他についてお願いします。

## (7) その他

### ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の運用状況

主任

平成21年の6月にこの指針ができてから、こちらの審議会に定期的に指針の実施状況を報告しています。現在の状況をまとめた資料「会議の公開指針のホームページ



ジでの実施状況(24年2月15日現在)」をご覧ください。現在、59の会議があります。会議録や資料、委員名簿がホームページに掲載されているかを×で表し、指針の実施度をABCDでランクづけしてあります。前回、「会議録を作るのはいいが、これからは内容のレベルアップも図ってほしい」というご指摘をうけ、会議録の形式についてもランク分けしました。

「指針実施度」の表をご覧ください。Aが会議録、会議資料、名簿の3点が全てホームページで公表されている会議で51会議あります。Bは会議資料のみ掲載していない、これは資料が大量にある等の理由でホームページでは公開していませんが「所管課窓口又は情報コーナーでご覧になれます」という記載がホームページにあるもので、これが7会議です。ここまでを指針に沿った運用と考えて合格ラインとしています。指針が始まったころはCやDの審議会もありましたが今はなくなりまして、新しく作った会議の交通安全対策会議が準備中のため未評価となっているのみになりました。

次に「会議録の形式」の表をご覧ください。Aが詳細な会議録、情報公開運営審議会の会議録がこれにあたりますが、ほぼ発言内容に沿って一言一句に近いものです。Bは一言一句ではありませんが、委員、事務局、会長の発言内容がほぼ記載されていてやりとりが具体的にわかるもので、大体2時間の会議で7、8ページくらいになる会議録です。Aが22会議、Bが15会議で、全体の62%でした。Cが2時間の会議で4ページ程度の会議録で、議題に対して主な発言がわかるものです。これは市民の方から見ると内容が薄いと感じられてしまうかもしれません。9件で15パーセントあります。前回の情報公開審議会の時点ではまだこのCに該当する会議が多かったのですが、「総務課から会議録のレベルアップを働きかけてほしい」というご意見を頂いて、C判定だった会議のいくつかに改善をお願いしました。趣旨を理解してもらい、詳細な形に作り替えた会議がいくつかありまして、少しずつ改善して今の状況になっております。

課によっては担当する会議の数や回数が多く、職員が会議録の作成に長時間かかりきりになってしまうというのが市の中で若干問題になっている点もありますので、どこまで詳細に作るかは難しいところですが、今後も会議録の公開が滞らないように総務課がフォローを続けていきます。会議の公開の状況については以上です。

#### ・市ホームページアクセスランキングの職員向け公表について

主任

以前佐藤委員から、西東京市では市ホームページの前月のアクセスランキングトップテンが職員に公表されていて、アクセス数が低い場合にどう工夫して増やすかを検討する参考にしていると教えて頂きました。

東村山市でも24年1月から、情報システム課が前月のアクセスランキングを職員に発表するようになりましたのでご報告します。まだ発表が始まって1か月なので、各課ともアクセス数を把握しつつある、というくらいの状況ですが、だんだん自分のところのアクセス数を伸ばすようにこれを参考にしていきたいと思っています。

1月で見ますと、「施設窓口案内」がアクセス数7,476で一番のアクセス数になっています。たまたまこの時期嘱託職員の採用があったので、その下のカテゴリーの「嘱託職員採用」が4,590アクセスあります。職員採用については多くの方がホームページで情報収集することがわかります。また、「暮らしの情報」が5,500アクセスあるのですが、そのほとんどが「公共施設予約」の方で、これもアクセスランキングの上位にきています。それから、「子育て・教育」、「健康福祉・医療」のアクセスが多いです。

会長

この審議会のテーマではないのですが、これからの市民参加・協働に関わる情報ということで、まとめていただきました。ランキング情報の市役所内での利用はどうなっていますか。

主任

まだ、各課では実際はこんなのかと認識した程度です。

佐藤委員

アクセスがどこに集中しているかわかると、市民の皆さんが今何に興味を持っているのか、どの情報を必要としているかわかりますから、ぜひ、こういうものを活用していただきたい。

中川委員

今回初めてこういう調査のまとめ方をされたのですか。

主任

平成24年1月が初めてです。

中川委員

よその市はどのくらいアクセスあるか調査をされたことはないですか。

主任

総務課ではないです。

中川委員

これで活性度合いというのはかなり評価できると思います。

会長

まだ、こういうランキングができて職員に公表された、という段階だということですね。これから組織内でお互いに競争しあいながら、より進んだホームページでの情報提供をどうしていくかということを提案していかなければいけないわけですね。記念品が出るとか。それはないにしても、インセンティブがあればまた頑張りが違うかもしれませんよね。

主任

アクセスランキングの利用については情報システム課が主導していく形になると思います。

中川委員

アクセスした後、評価欄がありますよね。あれは相当入力されているのですか。

主任

前日にホームページに入力された全ての評価を情報システム課がまとめて、次の朝、職員に公表しています。課によってかなり隔たりがあるのですが、市民課や子育て関係の課などは毎日結構な件数の評価と自由意見が入っています。

会長

最初の頃、私が提案したときに、主任はコメントできる仕組みを入れても、市民の方はあまり入力してくれないのではないかと思っていましたよね。結構入力されているということですよかったですね。

主任

はい。

会長

本当は、コメントの入力ができるシステムで、各審議会等の会議録の満足度を調べたいですね。今日の資料はどちらかというと総務課が主観的に評価しているものですから。今度は市民から会議録が評価され、それを担当者が見て改善のプロセスをこなすというのがよいですね。こういうことが双方向性だと思います。一方的でなく相手からも来る、インタラクティブであるということはとても重要です。

主任

市としても、市民の方から要望があった方がいい方向に動きやすいです。所管課も、総務部から「市民の方に必要だから会議録を作ってください」と求められるだけだとあまり信憑性を感じないところがあります。

会長

去年の計画停電のときに、停電情報がリアルタイムに市のホームページに出ましたよね。あれは極めてアクセス回数が増えます。僕は担当者の方に激励の書き込みを入れましたけどね。緊急性のある情報なんかの場合、本当にありがたいです。

主任

あの時期は特に放射能関係、停電関係についての市民の方からの評価や問い合わせがかなり多くの件数入っていました。

会長

そういう意味で職員の方のインセンティブになっていけばいいですよ。またそういうアイデアを考えていきますかね。

臼井委員

カテゴリーによって、ホームページの階層が上のものが比較的上位に来ているわけですがけれども、そういう上位のものとそれ以外のもうちょっと階層が低いものとのアクセス数の差の違いなど、なかなか面白いです。教育委員会は、教育の所は1,000件以上アクセスがあるのに、他は300件以下とか。

主事

一番上のページで1,000アクセスがあった後、それぞれのページにほぼ同じくらい内部でばらけているのではないのでしょうか。

臼井委員

あるいは逆に教育委員会自体に関心が高いのか、これまた教育のトップページも4,000アクセスと非常に多いです。

会長

そういうことを職員の中で議論するということがマーケティングですよ。それも市長がいわれる経営の目線を入れてということになっているのかもしれないね。

中川委員

私、最初に興味があって市のホームページをみたときに、検索しようと思って言葉を入れてみたんですが、なかなかヒットしないのですよ。最近になって一部ホームページを直されているのでだいぶ変わっているのかもしれませんが、検索結果がトップページのタイトルのカテゴリ別に表示されて、自分が見たかったページが一番上に出てこないんですよ。それで途中で探すのをあきらめて、グーグルで「東村山市、なになに」って検索したらバンって一発で一番上に出てくる。

主事

検索結果の表示を「カテゴリ別にする」というのが初期設定(デフォルトの設定)になっているためです。もう一つの「全体」にチェックし直しますと、ページ全ての中で一番ヒットした情報が一番上に出てくるようになります。

会長

だいぶ改良されてきていますが、もう少し検索エンジンの改良が必要かもしれませんね。システム導入から時間が経ってだんだん市民が何に関心をもっているかわかってくるので、市民としてもみんなアクセスして意見を発信してまいりましょう。それでは本日は終わりにします。

以上